

○運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について

平成5年6月21日港管第1500号
最終改正 平成12年7月3日港管第1260号
港湾局長から各港湾建設局長あて

標記について、平成5年6月18日官会第1363号をもって別添のとおり通知があり、港湾局としては、その趣旨を踏まえ、下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 指名基準の具体化・明確化について

港湾建設局の所掌する工事の請負契約に関し、指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）第17条に定められているところであるが、当該指名基準についてより具体化・明確化を図る観点から、「契約業者取扱要領」第17条第1項の運用基準を別紙のとおり定めたので、当該指名基準の運用にあたって十分留意すること。

2. 適正な見積期間の確保について

港湾建設局発注の直轄工事において入札の方法により競争に付そうとする場合の見積期間については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条本文の規定により、少なくとも10日以上確保することとされているが、当該期間については、原則として、土曜日、日曜日、祝日並びに夏期及び年末・年始の休暇を除いた期間とすること。

3. 入札執行回数について

入札執行回数は、原則として、2回を限度とすること。

4. 施行日

本通達は、平成5年8月1日から施行する。

本通達は、平成6年9月30日から施行する。

附則 この通達は、平成12年7月3日から施行する。

別 紙

港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用について

- 「契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者」は、表－1の判断項目各々について留意すること。
- 「指名基準」の各号については、表－2に留意すること。

表－1

判断項目	留意事項
------	------

1 工事成績	(1) 請負工事監督要領及び請負工事検査要領に定める請負工事成績表の総合評点（以下「請負工事成績」という。）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は指名しないこと (2) 請負工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること (3) 請負工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること
2 安全管理の状況	(1) 港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと (2) 港湾建設局発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること (4) 港湾建設局発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること
3 不誠実な行為の有無	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと (2) 港湾建設局発注工事に係る請負工事に関し、次に掲げる状況が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること (3) 警察当局から港湾建設局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと
4 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する建設省からの通報が港湾建設局長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと (2) 港湾建設局発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等特に優良である場合は十分尊重すること
5 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る決定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営

6 専門技術者の状況	状態が著しく不健全である場合は指名しないこと なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと 当該工事を施工するに足る有資格技術職員が確保できるかどうかを総合的に勘案すること
------------	--

表－2

指名基準	留意事項
1 工事の施行能力からみて余裕のある者	工事の手持状況等からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること
2 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合にこれを保有する者	(1) 当該工事の施工に必要な特殊な技術若しくは工法の開発実績、施工実績等総合的に勘案すること (2) 当該工事の施工に必要な主たる作業船、機械、施設等についての保有状況を総合的に勘案すること
3 当該契約と同種の契約において相当な経験を有する者	当該契約の履行にあたり下記事項等に配慮し、同種の契約において相当な経験を有していることを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同等と認められる条件下での施工実績があること (3) 気象、海象、地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること
4 施行上の地理的条件に適合する者	当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること